

桶川市道路占用工事施行に関する要綱

平成18年6月

桶川市都市整備部道路河川課

目 次

道路占用工事施行に関する要綱

第1章	総則（第1条—第22条）	1
第2章	掘削工事（第23条・第24条）	7
第3章	土留工（第25条・第26条）	8
第4章	道路施設工事（第27条・第28条）	8
第5章	埋設物等（第29条—第32条）	9
第6章	路面の覆工（第33条・第34条）	10
第7章	推進工法等の特殊な工法（第35条・第36条）	11
第8章	復旧工事（第37条—第48条）	12
第9章	その他（第49条—第53条）	16
附則		
基準1	自動車の出入口の設置基準	18
基準2	標準構造図	22
基準3	復旧の道路別組成の基準	25
基準4	舗装の本復旧幅の基準	26
基準5	復旧箇所の明示位置等の基準	28

道路占用工事施行に関する要綱

第1章 総 則

(原則)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の規定に基づき、次に掲げる工事（以下「工事」という。）の施工に関し、基準を定める。

- (1) 法第24条の道路に関する工事の施工の承認申請
- (2) 法第32条第1項及び第3項の道路占用の許可申請
- (3) 法第35条の道路占用の協議

2 工事を行う場合は、承認、許可又は回答（以下「許可等」という。）の内容によるほか、この要綱に基づき施工しなければならない。

3 許可等の内容又はこの要綱の規定によりがたい事情が生じたときは、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。

4 前項の指示により添付図書に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。

(工期の遵守)

第2条 工事は、工期内に完了しなければならない。

(着工届の提出)

第3条 工事の承認、許可又は回答を受けた者（以下「承認等を受けた者」という。）は、工事の施工に着手する5日前までに、第5条の施工計画書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、掘削面積がおおむね100平方メートル以下である場合又は工事の施工延長が100メートル以下の軽易な工事にあつては、施工計画書の添付を要しない。

(工事の施工の周知)

第4条 承認等を受けた者は、工事の施工に先立って、沿道住民に工事の内容及び工期等を十分に周知しなければならない。

(施工計画書)

第5条 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 占有者
- (2) 工事の場所
- (3) 路線名
- (4) 許可等年月日及び許可等番号
- (5) 監督者の職、氏名及び連絡先
- (6) 施工業者
- (7) 現場責任者の職、氏名及び連絡先
- (8) 工期及び工程
- (9) 現場組織図
- (11) 施工方法
- (12) 使用材料
- (13) 施工管理
- (14) 安全管理
- (15) 事故発生時の対策
- (16) その他市長が必要と認める事項

(状況写真の常備)

第6条 承認等を受けた者は、工事現場の状況の変化又は工事の施工状況を確認できるよう、次の各号の状況における写真を撮影して常備しなければならない。

- (1) 工事着手前の現場
- (2) 工事工程ごとの施工状況
- (3) 工事完了後、外部から明視できない構造物

(復旧材料の品質管理)

第7条 道路の復旧に使用する材料は、工事の進ちよくに合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならない。

(工事現場の管理)

第8条 承認等を受けた者は、工事材料及び機械器具等を一般交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に応じて、逐次、道路区域外に搬出しなければならない。

2 承認等を受けた者は、工事現場が他の工事現場と隣接する等の場合は、相互に協調して、現場管理に当たらなければならない。

3 承認等を受けた者は、工事施工中において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該各号に掲げる行為が、許可等の内容又は道路使用許可による行為に該当する場合を除く。

(1) 道路の構造に影響を及ぼす行為

(2) 安全かつ円滑な一般交通を妨げる行為

(3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

(事故防止対策)

第9条 承認等を受けた者は、工事施工中事故防止に万全を期するとともに、平素から事故の発生に対処する必要な対策及び工事現場の保守並びに安全対策を講じておかななければならない。

2 前項の対策は、土木工事安全施工技術指針(昭和57年建設省制定)、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年建設省制定。以下「災害防止対策要綱」という。)又は埼玉県道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和50年埼玉県制定。以下「標示施設等の設置基準」という。)に基づくものとする。

3 第1項の対策は、第5条の施工計画書をもって替えることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、工事施工中において、災害防止対策要綱又は標示施設等の設置基準を超えた施設等を措置するよう指示することができる。

(事故発生時の対策)

第10条 承認等を受けた者は、前条第1項のほか、事故の発生するおそれがある場合又は事故が発生した場合における応急措置の対策及び事故

の復旧対策を定めておかなければならない。

2 前項の対策は、第5条の施工計画書をもって替えることができる。

(騒音振動対策)

第11条 工事の施工に当たっての騒音振動対策については、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年建設省制定）に従い、騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう努めなければならない。

(保安)

第12条 承認等を受けた者は、工事施工中は必要に応じ交通整理員の配置、保安要員による巡視点検の実施等安全かつ円滑な交通の確保に努めなければならない。

2 承認等を受けた者は、やむを得ず通行止めをする場合は、道路管理者及び関係機関に事前に連絡しなければならない。

(路面の維持)

第13条 承認等を受けた者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合には、速やかに処理しなければならない。

(完了届の提出)

第14条 承認等を受けた者は、工事が完了したときは、遅滞なく、第6条各号の写真及びしゅん工写真を添えて、市長に完了を届け出なければならない。

(検査の時期及び方法)

第15条 承認等を受けた者は、前条の完了届を提出した日以後、速やかに市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、工事施工中においても、施工の適正を確認するため検査することができる。

3 前2項の検査の方法等は、埼玉県土木工事検査技術基準（昭和43年埼玉県制定）等による。

（手直しの指示及び再検査）

第16条 市長は、前条の検査の結果、工事が許可等の内容又はこの要綱の規定に基づき施工されていない場合は、工事の手直しを指示することができる。

2 承認等を受けた者は、前項の指示を受けた後、速やかに指示に基づき、施工を完了し、再検査を受けなければならない。この場合において、手直しが軽微なものである場合は、写真の提出を持って再検査に代えることができる。

（工事の中止）

第17条 市長は、承認等を受けた者がこの要綱の規定を履行せず、又は履行が不完全であると認める場合は、工事の全部又は一部の中止を指示することができる。

2 承認等を受けた者は、前項の指示を受けたときは、工事を中止しなければならない。

（関係官公署との連絡）

第18条 承認等を受けた者は、工事の施工に関する官公署と常に密接な連絡を保つよう努めなければならない。

（第三者に対する損害等の処置）

第19条 承認等を受けた者は、工事に起因して次に掲げる事項を生じさせた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

(1) 第三者に損害を与えた場合

(2) 第三者との間で紛争が生じた場合

2 承認等を受けた者は、前項各号の事項が生じたとき、又は解決を図るため交渉を行ったときは、その内容を市長に報告しなければならない。

(他の占用物件の移設)

第20条 承認等を受けた者は、工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用物件の管理者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を市長に報告しなければならない。

2 承認等を受けた者は、前項の協議により他の占用物件の数量が増加し、又は減少する場合は、当該占用物件の管理者に、道路占用許可申請又は道路占用協議に必要な手続を取らせなければならない。

(責任期間)

第21条 承認等を受けた者は、第15条及び第16条の規定により検査が行われた以降2年間、工事の施工に係る道路施設物損傷の復旧の義務を負うものとする。

2 市長は、前項の期間中において、承認等を受けた者に対し工事の施工に起因する損傷の復旧を指示することができる。

3 承認等を受けた者は、検査時に確認できなかった瑕疵により道路施設物が破損した場合には、復旧の義務を負わなければならない。

(指示の履行等)

第22条 承認等を受けた者は、道路構造を保全し、及び交通の危険を防止するため、市長が次に掲げる事項を指示した場合は、これを履行しなければならない。

- (1) 工事の施工方法等を変更すること。
- (2) 工事の施工のうち道路構造に関係する書類を提出すること。
- (3) 第9条第4項により施設等を措置すること。
- (4) 第15条第2項により検査を受けること。
- (5) 第16条第1項により手直しをすること。
- (6) 第21条第2項により損傷の復旧をすること。

第2章 掘削工事

(舗装の切断及び掘削の方法等)

第23条 舗装の切断及び掘削は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 舗装の切断は、コンクリートカッターを用いて、直線に、かつ、路面に垂直に行い、むやみに切断跡を残さないこと。
- (2) 掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。
- (3) 掘削は、溝堀、つぼ堀又はこれに準ずる工法によること。
- (4) 掘削の方法として、えぐり掘を行わないこと。
- (5) 道路を横断して掘削する場合は、片側交互通行が図れるよう一車線を確保すること。
- (6) 第29条により確認された埋設物に近接して掘削する場合は、特に破損等に留意し、人力で施工すること。
- (7) 沿道に接近して掘削する場合は、民地との出入を妨げるもののないよう措置すること。
- (8) 掘削された舗装の破壊片を路上で小割りしないこと。
- (9) 掘削された土砂等を道路にたい積しないこと。
- (10) 道路上にある境界杭等については、道路管理者が管理する図面に基づき復元すること。
- (11) 切り土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削深さが1.5mを超える場合には原則として土留工を施すこと。

(わき水等の処理)

第24条 承認等を受けた者は、工事の施工中にわき水又はたまり水（以下「わき水等」という。）が生じた場合は、土砂の流出又は地盤のゆるみの防止措置をしなければならない。

2 承認等を受けた者は、わき水等を路面又は道路の排水施設に直接放流してはならない。

第3章 土留工

(土留めの方法)

第25条 土留工は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 杭又は矢板を打設する場合は、第29条により確認された埋設物の安全を確保して行うこと。
- (2) 土留板は、掘削後直ちにはめ込むこと。
- (3) 土留板と掘削土壁の間は、すき間が生じないように入念に施工すること。
- (4) 切りばりは、座屈が生じ、又は落下することのないよう行うこと。

(杭及び矢板の放置禁止)

第26条 承認等を受けた者は、杭及び矢板を埋めたまま放置してはならない。

第4章 道路施設工事

(自動車出入口の設置)

第27条 承認等を受けた者は、歩道に自動車の出入口を設置しようとする場合は、基準1のとおり設置しなければならない。

(排水施設の設置)

第28条 承認等を受けた者は、道路に排水施設を設置しようとする場合は、基準2のとおり設置しなければならない。

第5章 埋設物等

(埋設物等の調査)

第29条 承認等を受けた者は、工事の施工に先立って、施工区域及びその周辺の埋設物等について、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 種類
- (2) 位置
- (3) 構造
- (4) 埋設等がされた時期
- (5) 管理者
- (6) その他

2 承認等を受けた者は、前項の調査を行う際、原則として、各種埋設物等の種類、位置等の確認のため、埋設物等の管理者の立会いを求め、埋設物等の管理者等が保管する台帳等に基づいて試掘等を行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物等の状況があらかじめ明らかである場合は、この限りではない。

(ガス管等の安全対策)

第30条 前条の調査により、新たに他の埋設物等が確認された場合又は既に他の埋設物等が確認されている場合で、当該埋設物等がガス管又は石油管であるときの第9条第1項の対策には、同条に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 工事の施工に立ち会うガス事業者等が派遣する監督者
- (2) ガス等の漏えいが発生した場合の通報責任者
- (3) 前2号の監督者又は通報責任者が通報する機関及び通報の方法
- (4) ガス等の漏えいを附近住民に周知する警報の方法
- (5) 緊急処理機械の配備計画
- (6) 応急措置等の方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

(火気の使用制限)

第31条 承認等を受けた者は、引火の恐れのある埋設物等の附近においては、溶接機、切断機等火気を発生する機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第32条 承認等を受けた者は、工事により新たに埋設物等を受け、防護し、若しくは吊り防護し、又は露出させようとするときは、当該埋設物等の管理者とその措置方法について、十分な調整を行わなければならない。

2 承認等を受けた者は、前項の協議が整った場合においては、当該協議内容を市長に報告しなければならない。

第6章 路面の覆工

(路面覆工の方法等)

第33条 覆工板は、次の各号に掲げるところにより、施工しなければならない。

- (1) はね上がり及びばたつきを起こさせないこと。
- (2) 振動によるゆるみを生じさせないこと。
- (3) 各覆工板の間にすき間を生じさせないこと。
- (4) 舗装路面と覆工板の接合部に段差を生じさせないこと。
- (5) 覆工板表面の滑り止め機能が低下した場合、取替えを行うこと。
- (6) 前号の取替えのため、予備覆工板を現場附近に用意しておくこと。

(覆工部の開口)

第34条 覆工部は、材料等の搬入又は搬出の作業をする場合を除き、開口して出入口としてはならない。

2 承認等を受けた者は、前項の作業をする場合は、次の各号に掲げるところにより行わなくてはならない。

- (1) 開口部の周辺に保安施設を設けること。
- (2) 作業中は、専任の誘導員を配置して、関係者以外の立入りを防止すること。
- (3) 取り外した覆工板は、作業区域外に放置しないこと。
- (4) 夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。
- (5) 作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元すること。

第7章 推進工法等の特殊な工法

(推進工法等の施工方法)

第35条 推進工法又はシールド工法による工事は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 押し込み口・到達口の掘削・土留工又は路面の覆工は、第23条から第26条、第33条及び第34条の規定によること。
 - (2) 覆工背面と地山の間は、十分に充てんすること。
 - (3) スキップには、土砂の飛散等を防止するため、囲い及び安全施設を設けること。
 - (4) スキップの外観及び囲いは、環境を損なわないようにすること。
- 2 前項の工法による工事の施工においては、次の各号に掲げる事項を的確に把握しておかなくてはならない。
- (1) 施工状況
 - (2) 進捗状況
 - (3) 工事現場及びその附近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ
 - ア 工事の着手前
 - イ 工事の施工中必要に応じた複数の時
 - ウ 工事の完了後

(軟弱地盤に対する工法)

第36条 承認等を受けた者は、軟弱地盤に対し、新たに注入工法等の施工が必要な場合は、当該工法の施工計画書を提出しなければならない。

第8章 復旧工事

(復旧の原則)

第37条 承認等を受けた者は、復旧工事を原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

2 承認等を受けた者は、復旧工事の際、掘削箇所内に工事資材等を残置させてはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、舗装の復旧を仮に施工（以下「仮復旧」という。）し、その後に許可等の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施工する場合の仮復旧期間は、おおむね1月としなければならない。

(復旧工事の使用材料の原則)

第38条 復旧工事に使用する材料は、埼玉県土木工事共通仕様書（昭和41年埼玉県制定）に定める規格に適合するものでなければならない。

(復旧の組成)

第39条 道路の復旧については、基準3の道路別組成で復旧を行わなければならない。

(路床の使用材料及び施工方法)

第40条 路床の使用材料は、砂・埋め戻し用砂質土、改良土又は再生砂とする。施工方法は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

(1) 掘削底部からの埋め戻しの仕上がり厚は、一層ごとに20センチメ

ートル以下とすること。

- (2) 各層ごとの締固めは、ランマーその他の適当な締固め機械で、十分に
行うこと。
- (3) 締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。
- (4) わき水等は、これを排除しながら施工すること。

(路盤の使用材料及び施工方法)

第41条 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込砕石(C-40)又は再生切込砕石(RC-40)、上層路盤にあつては粒調砕石(M-30)又は再生粒調砕石(RM-40)とする。施工方法は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 下層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。
- (2) 上層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに15センチメートル以下とすること。
- (3) 前2号の各層の締固めは、振動ローラーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。
- (4) 前3号にかかわらず、現場の状況によりランマーで締固めする場合は、一層の仕上がり厚を10センチメートル以下とすること。

(プライムコートの使用材料及び施工方法)

第42条 プライムコートの使用材料は、アスファルト乳剤とする。アスファルト乳剤は、路面の状態及び施工時期等を考慮して選定するものとし、均一に散布しなければならない。

(舗装の使用材料及び施工方法)

第43条 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物又は再生加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)とする。施工方法は、次の各号に掲げる方法で施工しなければならない。

- (1) 混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。

- (2) プラントからの搬出後は、保温に十分な配慮をすること。
- (3) 次の混合物は、使用しないこと。
 - ア 敷均しのときに分離が生じているもの
 - イ 敷均しのときに温度が摂氏140度を下回っているもの
- (4) 舗装前に施工表面に欠損がある場合は、修復してからプライムコート又はタックコートを施工すること。
- (5) 舗設は、施工表面が湿っているときは、施工しないこと。
- (6) 混合物の敷均しは、原則としてフィニッシャーにより施工し、その仕上がり厚は、一層ごとに7センチメートル以下とすること。
- (7) 舗設の継目及び絶縁部は、十分に絞固め、密着させること。

(仮復旧期間の現場管理)

第44条 承認等を受けた者は、仮復旧期間中定期的に現場の点検を行い、次の事項の確保をしなければならない。

- (1) 道路構造の保全
- (2) 安全かつ円滑な交通の確保
- (3) 騒音及び振動の未然防止

(本復旧の施工)

第45条 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に基準4の復旧条件幅による部分を加えて施工しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、許可等の内容にかかわらず、あらかじめ第1条第3項により報告をして指示を受けなければならない。

- (1) 復旧すべき部分に接近して3センチメートル以上の凸凹又はひび割れが生じている場合
- (2) 復旧すべき部分の施工予定端から舗装絶縁線までの距離が、1.2メートル未満となる場合
- (3) 復旧すべき部分の施工予定端から5メートル以内の距離で、他の占用工事が施工されている場合
- (4) 復旧すべき部分が道路を横断している場合

(5) その他前各号に準じる場合

- 2 本復旧の施工は、第23条第1号、第2号、第7号から第10号まで、第42条及び第43条の規定を準用する。

(受託復旧)

第46条 舗装の復旧面積がおおむね1,000平方メートルを超えるとときは、法第38条第1項の規定により市長が受託復旧するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、自主復旧することができる。

(1) 承認等を受けた者に施工能力があり、かつ自主復旧させることが適当である場合

(2) 予算執行上、受託することが困難な場合

- 2 市長は、舗装の復旧面積が1,000平方メートル以下のときでも、次のいずれかに該当する場合は、受託復旧することができる。

(1) 承認等を受けた者に施工能力がない場合

(2) 市長の工事と併せて復旧する必要がある場合

(3) 道路構造の保全又は道路交通の確保を図るため、特に市長が受託復旧する必要がある場合

(受託復旧の負担金の納付)

第47条 承認等を受けた者は、本復旧の工事を法第38条第1項の規定により受託した場合は、当該工事の施工に要する費用を負担金として市長に納付しなければならない。

- 2 納付すべき負担金の額は、市長より納入通知書を送付する以前に通知する。

(受託復旧に係る仮復旧期間の管理)

第48条 受託復旧に係る工事現場は、本復旧工事に着手するまでの間、承認等を受けた者が管理しなければならない。

- 2 前項の場合の管理方法は、第44条の規定を準用する。

第9章 その他

(道路の附属物等に対する措置)

第49条 工事の施工により新たに道路の附属物又は施設（以下「附属物等」という。）の移設等の必要が生じたときは、第1条第3項により市長の指示を受けなければならない。

- 2 工事に起因した附属物等の損傷は、自らの責任において原状に回復しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、本復旧の工事を受託することとしている場合は、附属物等を原状に回復する工事も受託することができる。

(路肩又は法面の復旧)

第50条 承認等を受けた者は、工事が完了したときは、路肩又は法面を原状に復旧しなければならない。

(埋設物等の明示)

第51条 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の3の2の定めるところにより、工事により敷設する埋設物等が、電線又は水道管、下水道管、ガス管若しくは石油管である場合は、占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示しなければならない。ただし、各戸に引き込むために埋設するもの及び国土交通省令で定めるものを除く。

- 2 承認等を受けた者が前項の明示をビニールテープ等で行う場合は、次の表の左欄に掲げる占用物件の区分に応じ、同表右欄に掲げる色彩のものを用いなければならない。

占 用 物 件 区 分	色 彩
電 話 線	赤 色
電 力 線	オ レ ン ジ 色
水 道 管	青 色

工業用水管	白	色
下水道管	茶	色
ガス管	緑	色

(復旧箇所の明示)

第52条 承認等を受けた者は、復旧をした箇所に次の表に定めるところにより、事業種別ごとに、意匠をペイント又はマーク鋳等で明示しなければならない。

占用業者の事業種別	意匠	備考
電気通信事業者	T	ペイントの色は白色とする。 意匠の外円の直径は、15cmとする。
電気事業者	E	
水道事業者	W	
下水道事業者	D	
ガス事業者	G	

2 前項の明示は、基準5によらなければならない。

(緊急工事)

第53条 承認等を受けた者は、緊急工事等を行う場合は、あらかじめ道路管理者及び関係機関に連絡を入れ、後日、道路占用申請をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

基準 1 (第27条関係)

自動車の出入口の設置基準

1 出入口の構造

- (1) 自動車の出入口の用に供する歩道部分（以下「出入口」という。）の構造は、別図1を標準とする。
- (2) 出入口の設置工事に伴い側溝又は地先境界ブロック等の取替又は補強が必要となる場合は、これらも併せて行い、その構造は、基準2のとおりとする。

2 出入口の設置箇所数

出入口の設置場所は、国道、県道及び市町村道を通じ同一敷地について1箇所とする。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって、相互の間隔が8メートル以上あるときは、2箇所とすることができる。

3 出入口の設置場所

- (1) 出入口の設置場所は、次に掲げる場所以外であって、道路交通上最も支障が少なくいと認められる場所とする。

ア 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5メートル以内の部分

イ 横断歩道（停止線）から5メートル以内の部分

ウ バス停留所から10メートル以内の部分及びバス停車帯の部分

エ 消防用施設の設置場所から5メートル以内の部分

オ 火災報知器の設置場所から1メートル以内の部分

カ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分

キ その他、道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

- (2) 出入口は、街路樹、大型標識、道路照明灯その他の道路施設の移設を生ずる必要のない位置に設置する。

なお、やむを得ない理由によって道路施設の移設を行う場合においても、その費用は、設置者の負担とする。

4 付加車線設置の指導

1日当たりの自動車交通量が10,000台を超える道路に面して大規模な工場、市場、トラック・ターミナル、流通センター、住宅団地その他これらに類する施設への出入口を設置する場合で、当該出入口の設置により道路交通に著しい支障を与えるおそれがあると認められるときは、付加車線を設ける。

5 車止め等の設置の指導

公共用又は営業用の目的で多数の自動車を通行させるための出入口の設置を承認する場合においては、歩道内における自動車の通行若しくは駐車又は自動車の歩道内へ

のはみ出しを防止するための施設（車止め、さく等）を敷地内に設置する。

6 道路排水施設の設置の指導

出入口設置に伴う側溝については、1の(2)のとおりであるが、公共用又は営業用の目的で大型車及び多数の自動車を通行させるための出入口を設置する場合には、側溝の損傷を原因とする事故を防止するため、円形水路等を設置する。

7 承認に当たっての事前手続

(1) 次に掲げる場合は、あらかじめ所轄警察署長と協議をする。

ア 3の(1)の各号に掲げる場所へ設置する場合

イ 4の規定により付加車線を設置する場合

(2) 出入口の設置により、既存の占用物件の移設が必要となる場合は、当該移設の道路占用者の同意をもらう。なお、申請に当たっては、同意書を添付する。

8 歩道の原状回復

出入口の廃止に伴い歩道の原状回復が必要となった場合は、設置者は道路法第24条の規定による承認申請を行い、工事を施工する。

9 工事承認の趣旨の徹底

出入口については、独占的な使用权を設定することではないので、歩行者等の通行の妨害とならないようにする。

10 開口部の幅

開口部の幅は、次表の区分による。

自動車の区分			開口部の幅
小型自動車	長さ	4.7m以下	4.2m以下
	幅	1.7m以下	
	最小回転半径	6.0m以下	
大型自動車	長さ	4.7m超～12.0m以下	8.0m以下
	幅	1.7m超～2.5m以下	
	最小回転半径	6.0m超～12.0m以下	

注：1 上記に該当しない自動車については、軌跡図に基づき別に開口部の幅（最大値12.0mとする。）を決定する。

2 車両を2台以上並列に駐車する場合の開口部の幅は次によるものとする。

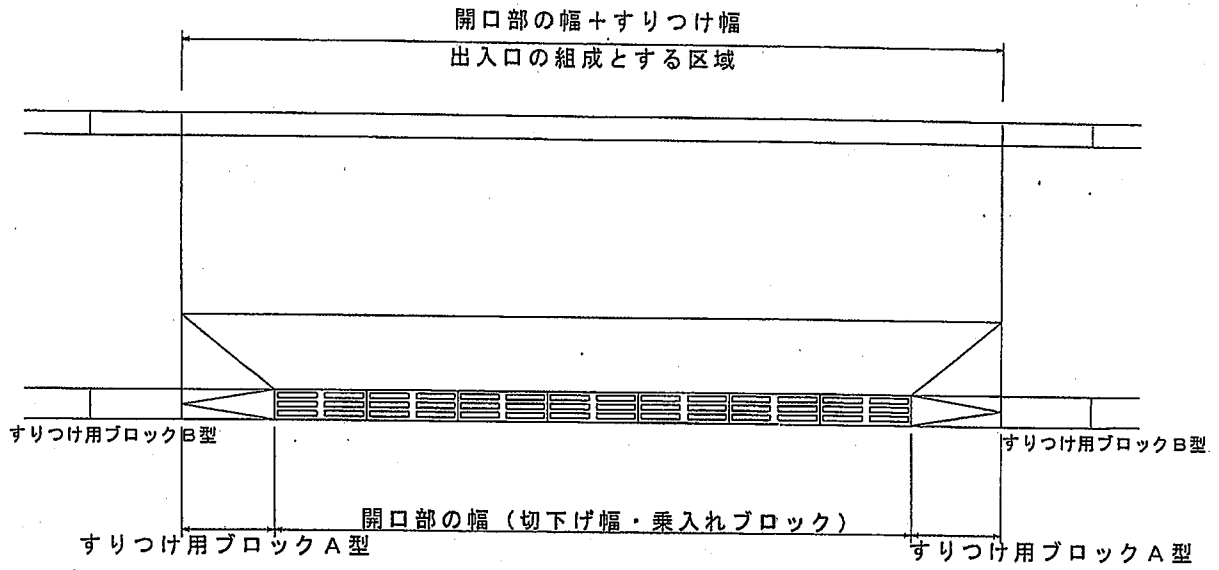
2台並列駐車 5.0m以下

3台並列駐車 6.0m以下

4台以上並列駐車 現状により開口部の幅を定め開口幅が6.0m以上とならないよう中間点に縁石等を設けるものとする。

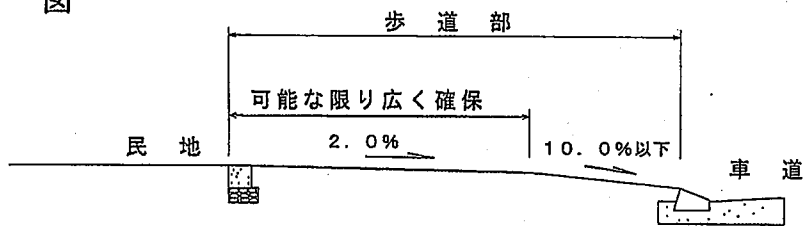
別図 1

(1) マウントアップ・セミフラット型
平面図



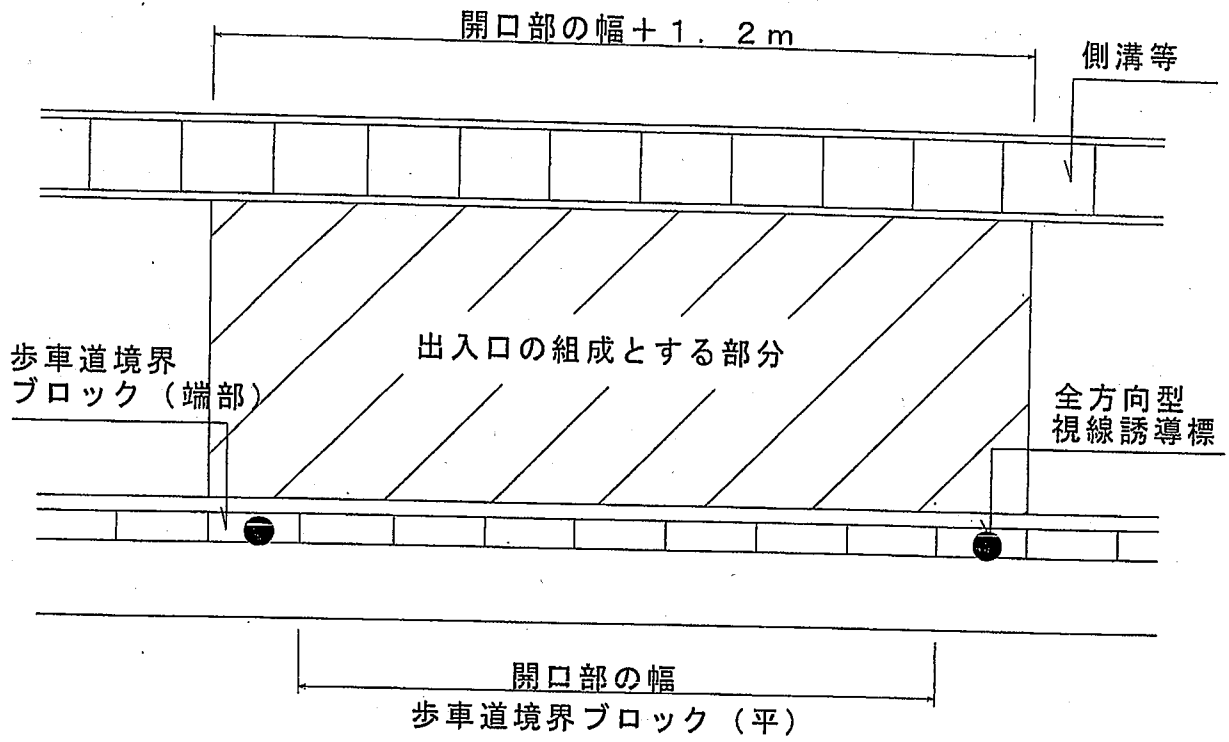
※すりつけ縦断勾配は8%以下とする。

断面図

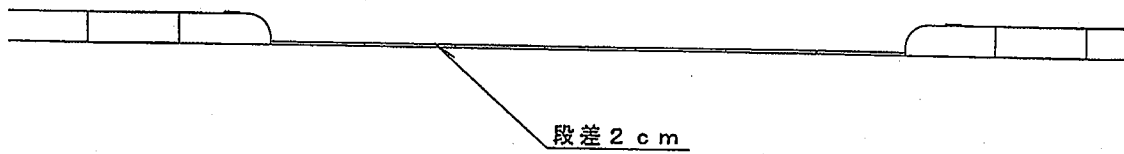


※出入口組成については基準3参照

(2) セミフラット型
平面図



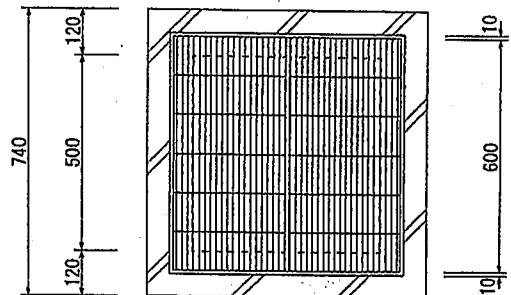
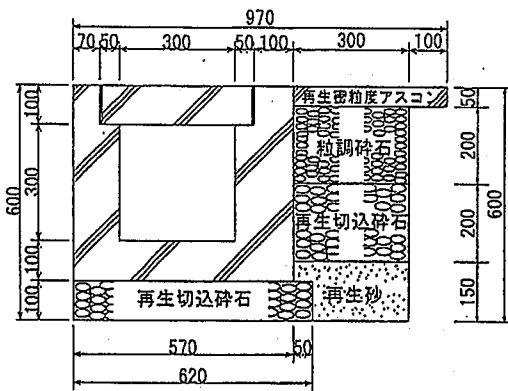
断面図



標準構造図 (道路幅員 6.0m 以下 サイズ 300)

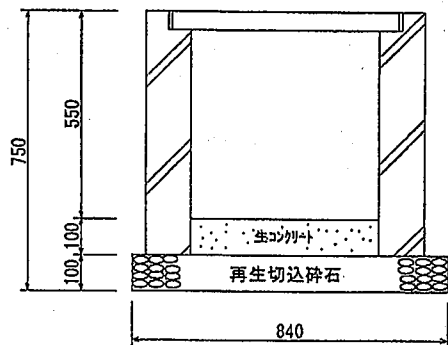
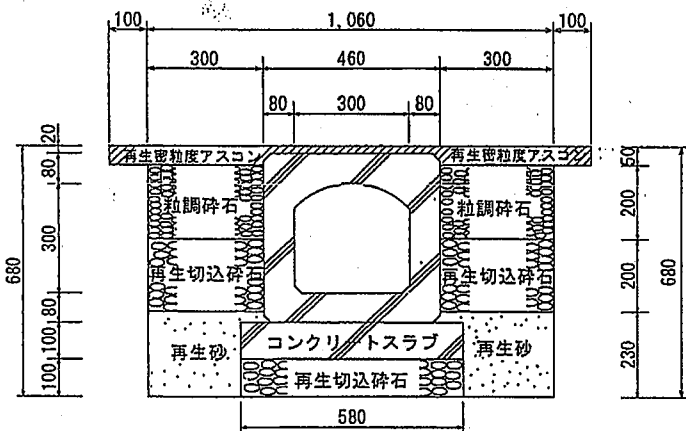
300片肉厚長尺U字溝 (消音型) 一般車道部

集水柵 (500×500) 300用



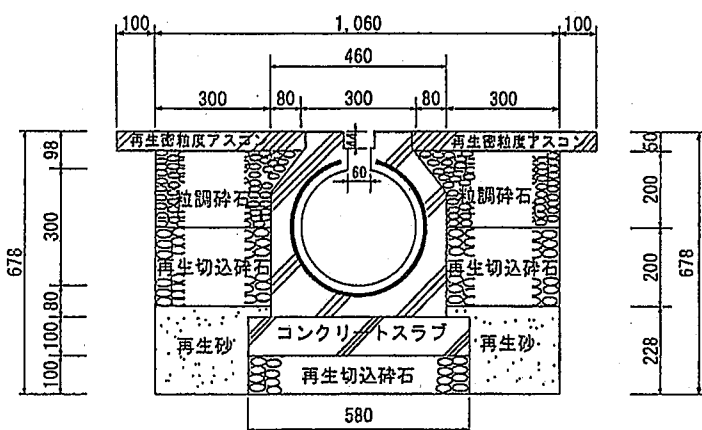
※甲蓋はB型配列とする (ステン網・ポッチ付仕様)
 ※グレーティング蓋設置の場合は細目ノンスリップ車道用とします。

横断暗渠 300型



※細目ノンスリップグレーティング蓋 (鎖付) T-20 以上
 もしくは、鑄物蓋 (桶川市仕様)
 ※泥溜めは H = 150mm とする

円形水路 300型



※細目グレーティング (中5本タイプ段差なし、ノンスリップ仕様)

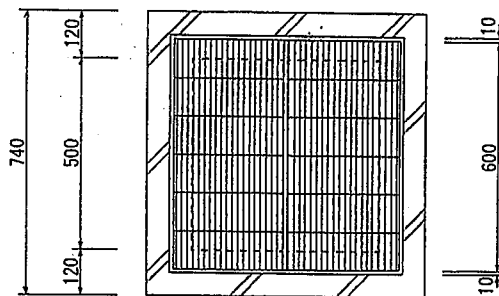
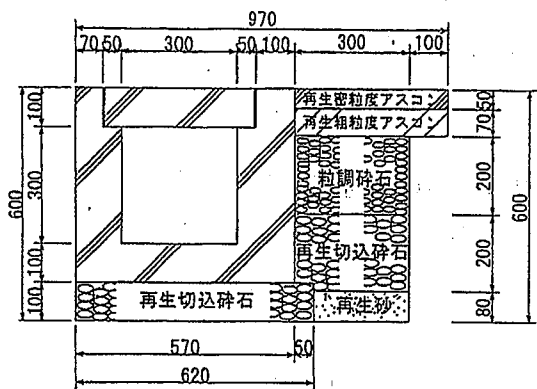
※舗装材料については、再生材としておりますが、現場の状況によりそれ以外のものをお願いする場合があります

※上層路盤は再生粒調砕石可

標準構造図 (道路幅員 6.0m超 サイズ 300)

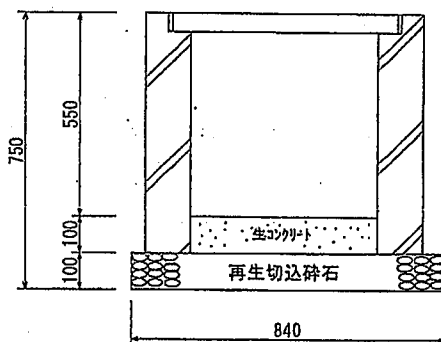
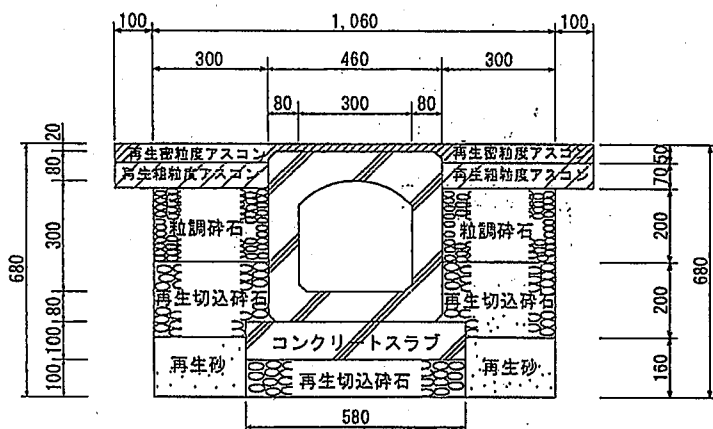
300片肉厚長尺U字溝 (消音型) 一般車道部

集水桝 (500×500) 300用



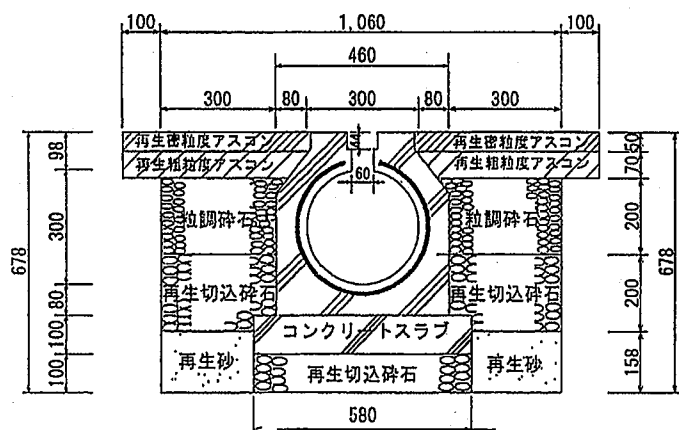
※甲室は日型配列とする (ステン網・ポッチ付仕様)
 ※グレーティング蓋設置の場合は細目ノンスリップ車道用とします。

横断暗渠 300型



※細目ノンスリップグレーティング蓋 (鎖付) T-20以上
 もしくは、鑄物蓋 (桶川市仕様)
 ※泥溜めはH=150mmとする

円形水路 300型



※細目グレーティング (中5本タイプ段差なし、ノンスリップ仕様)

※舗装材料については、再生材としておりますが、現場の状況によりそれ以外のものをお願いする場合があります

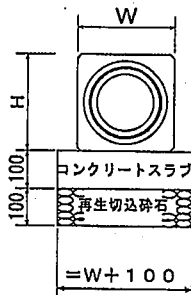
※上層路盤は再生粒調碎石可

浅埋用排水管構造図

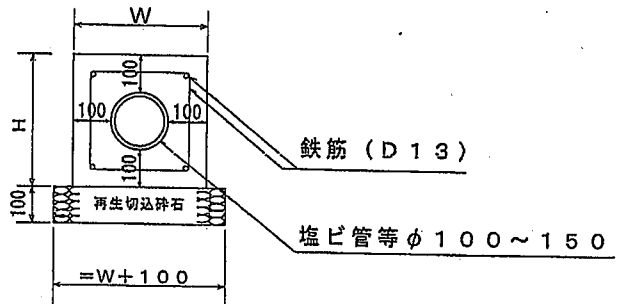
※次の土被りが取れない場合は、図のような高強度パイプカルバート
又はコンクリート360°根巻きを行うこと。

- ①道路幅員6m以下の場合：80Cm以上
- ②道路幅員6m超の場合：90Cm以上

高強度パイプカルバート



コンクリート360°巻き



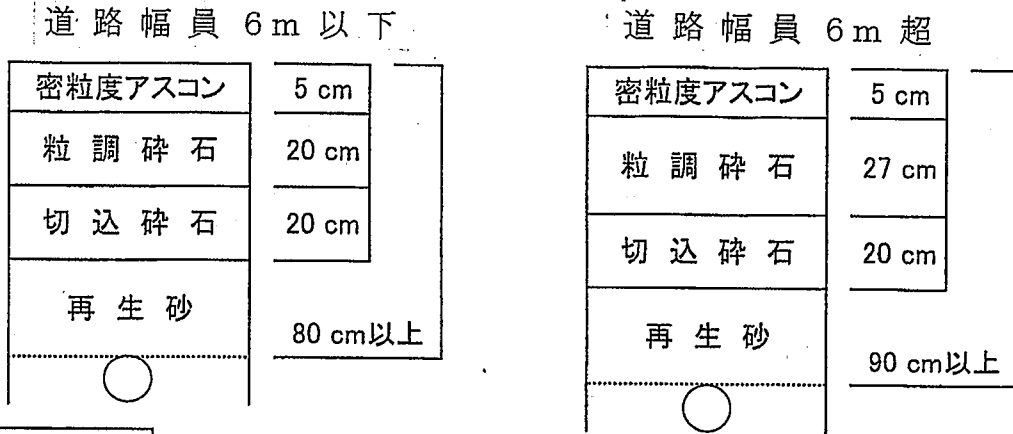
※復旧については、幅員に応じた組成とする

基準3 (第39条関係)

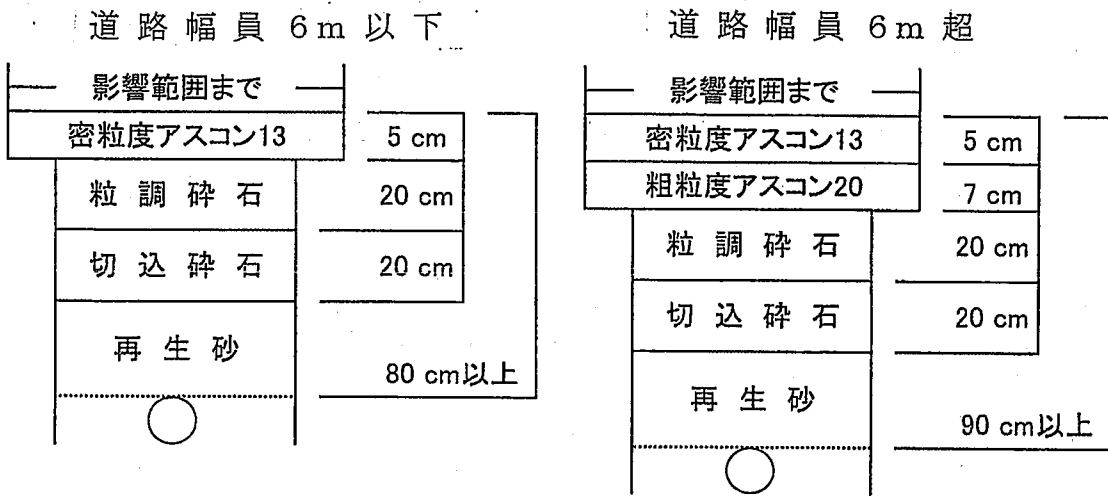
復旧の道路別組成の基準

アスファルトコンクリートで舗装されている道路の復旧組成は、次のとおりとする。

仮復旧図



本復旧図



※ 本復旧に伴う影響部分は、横断工事・縦断工事・埋設管取出工事・電柱類等の小穴復旧によりそれぞれ違うので、必ず別紙のとおり施工すること。

※ 再生砂については改良土・山砂・川砂も可とする。

歩道：一般部

種類	表層			合計厚	仮復旧の舗装厚
	表層	路盤	砂層		
アスファルト舗装	3	10	-	13	3
透水性舗装	4	10	10	24	3

歩道：車両乗り入れ部

車種別区別	表層		上層路盤	下層路盤	合計厚	仮復旧の舗装厚
	表層	表層	粒調碎石	切込碎石		
乗用、小型貨物自動車等(2t程度)	5		-	25	30	3
普通貨物	5		20	20	45	3
大型貨物自動車、セミトレーラー連結車等	5	7	20	20	52	3

※ 歩道での道路占用物件の埋設深度は60cm以上の土被りを確保すること。

基準 4 (第 4 5 条 関 係)

舗 装 の 本 復 旧 幅 の 基 準

道路を施工前と同等の機能構造に回復させるための舗装の復旧部分は、掘削又は仮復旧部分に、当該道路の路盤厚(1、2で決定された復旧組成のうち上層路盤厚と下層路盤厚の合計)の寸法を、原形に復旧するための条件幅(以下「原形復旧条件幅」という。)として加えた部分とする。

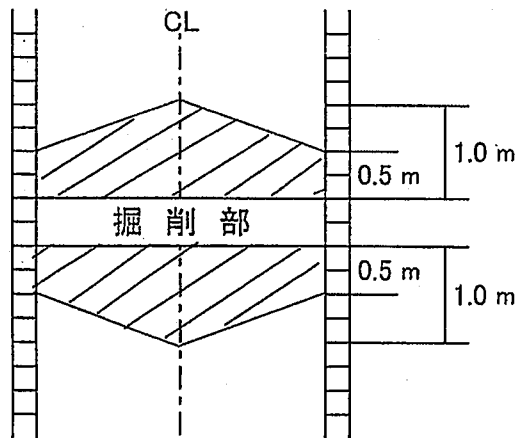
ただし、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺、その他道路交通振動を防止する必要があると認める地域内の道路の復旧については、上記に係わらず、図1に示す形態による復旧を指示するものとする。

また、歩道の復旧については、地域を問わず、図2、図3に示す形態により復旧させるものとする。

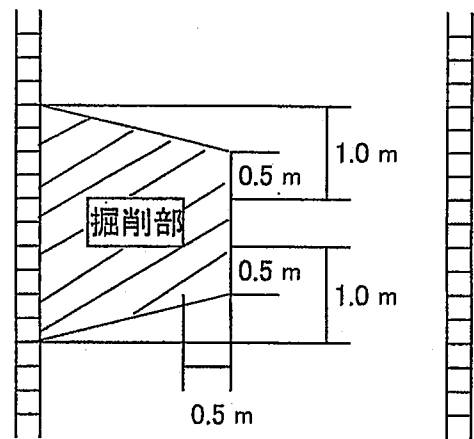
なお、占用工事の施工により道路の構造に影響を与えている場合は、原形復旧条件幅を超えて、当該影響を与えた部分の全部を復旧させるものとする。

また、復旧の施工端から舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は、当該部分を含めて復旧させるものとする。

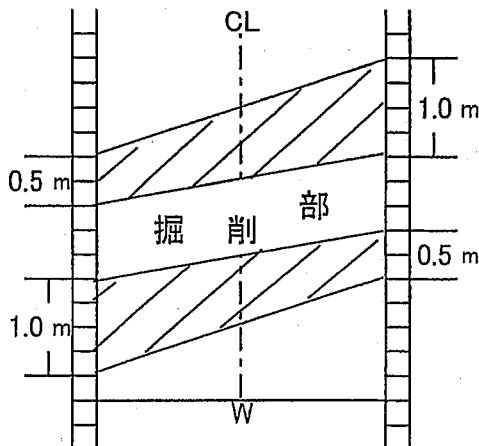
図1 横断占用(直角横断)



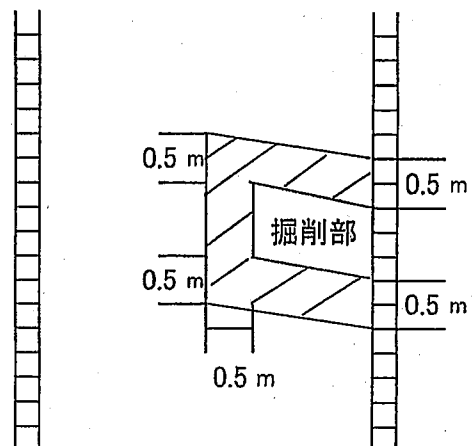
小 穴



横断占用(斜横断)



小 穴 (斜)



縦断占用

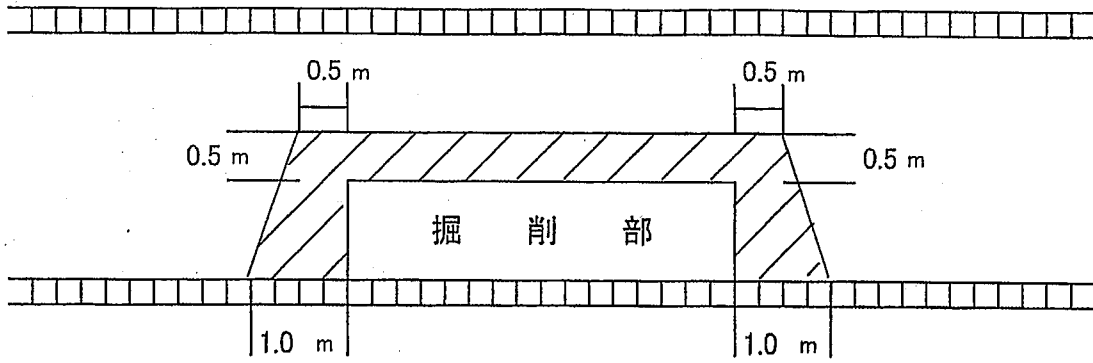


図2 歩道(一般部)

歩道(出入口部)

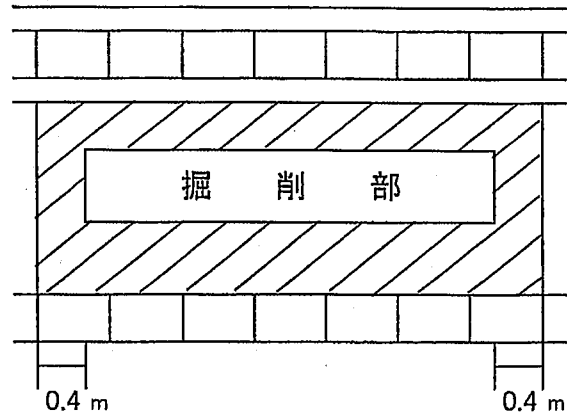
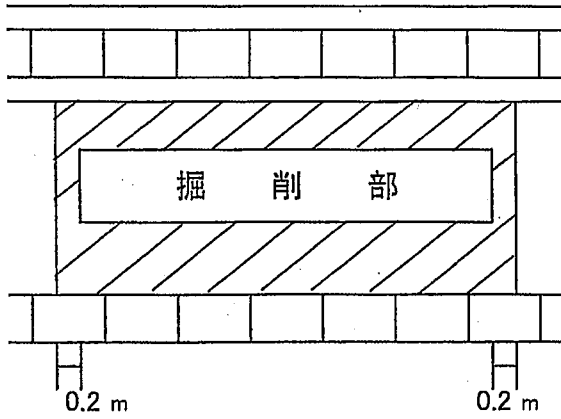
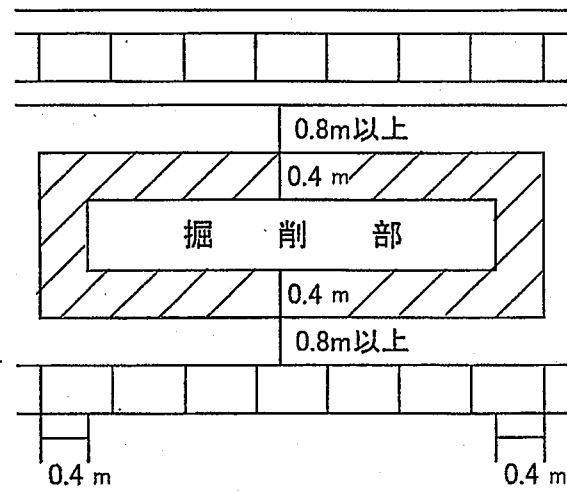
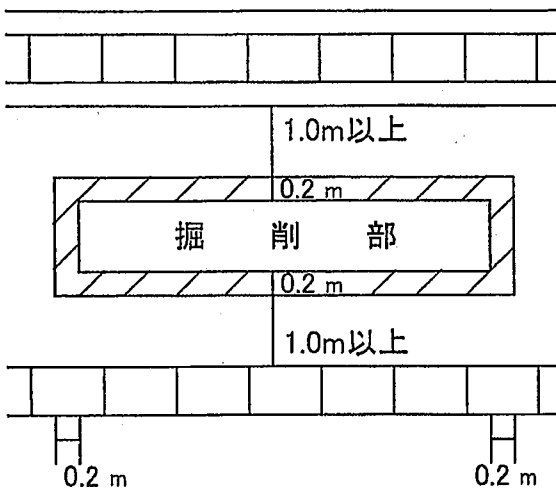
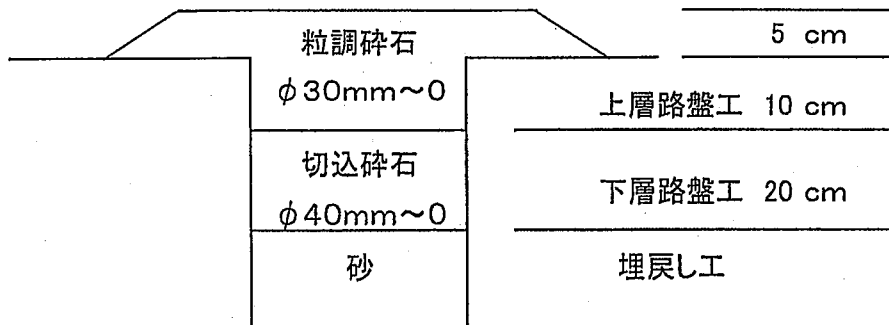


図3 <広幅員歩道の場合の特例>
歩道(一般部)

歩道(出入口部)



砂利道復旧図



※路盤の復旧は上・下層共2層に分けて十分転圧すること。

基準 5 (第 5 2 条 関 係)

復旧箇所の明示位置等の基準

1 対 象

明示は、掘削を伴う占用工事の復旧箇所の全てについて行うこと。
ただし、電柱・電話柱・支線等に係るものを除く。

2 位 置

明示の位置は、次のとおりとする。(下図参照)

(1) 復旧の延長が、10m未満の場合

民地寄りの起点側へ一箇所

(2) 復旧の延長が、10m以上50m未満の場合

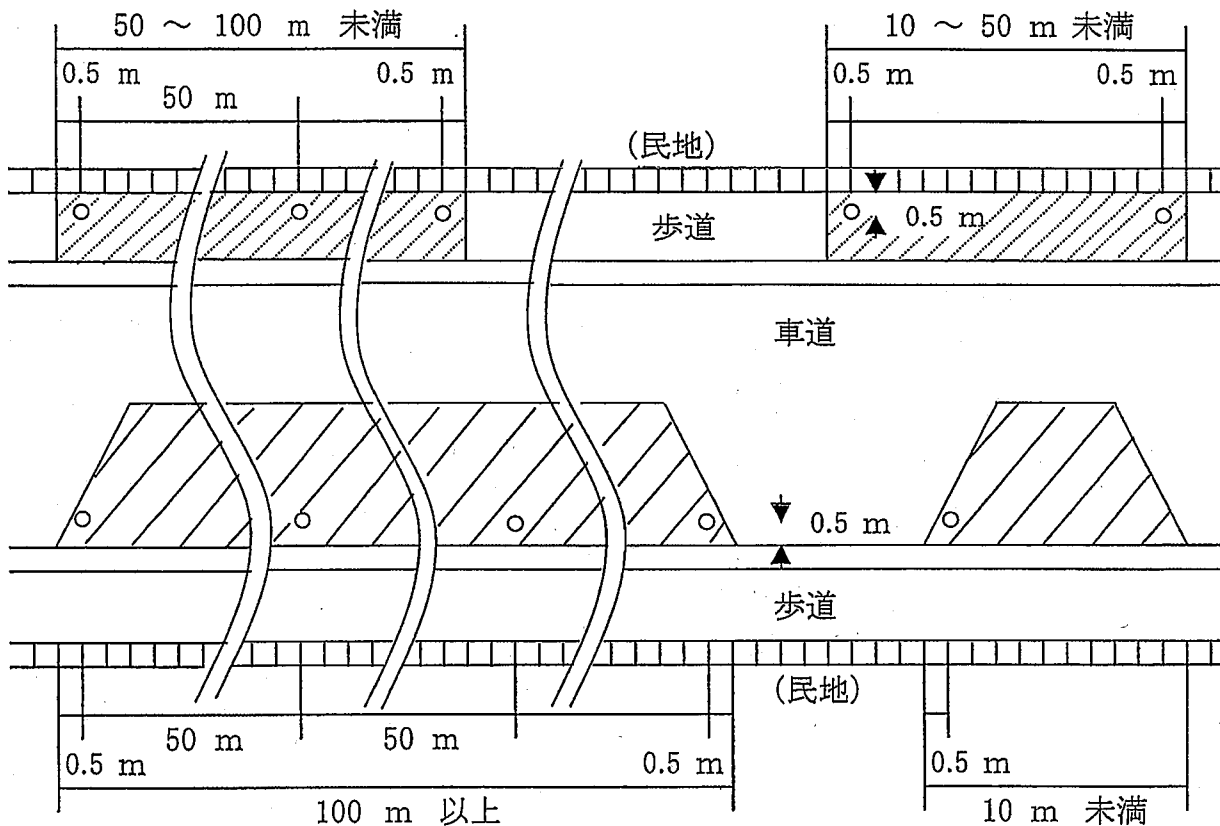
民地寄りの起点側及び終点側へ各一箇所

(3) 復旧の延長が、50m以上の場合

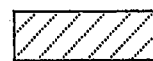


民地寄りの起点側及び起点側から50mごと並びに終点側の各箇所

3 方 法

明示は、溶融式又はペイント式塗装やマーク鋸により行うこと。



(注) 路面表示の位置は、占用復旧舗装の民地側より
0.5mとし、起終点側からも0.5mとする。

-  歩道部復旧舗装
-  車道部復旧舗装
-  路面表示